

基準収入額適用申請にあたって

基準収入額適用申請制度とは、税法上の所得控除等の額の関係から、収入金額が少ないにもかかわらず一部負担金の割合の判定対象所得（住民税課税標準額）が145万円以上で「3割」と判定された方（世帯の被保険者）について、次の要件①～③のいずれかに該当する場合、申請し広域連合で認定されると「1割」または「2割」になる制度です。

基準収入額適用要件

- ① 世帯に被保険者が1人で、その方の収入額が383万円未満
- ② 世帯に被保険者が2人以上いる場合で、被保険者全員の収入合計額が520万円未満
- ③ 世帯に被保険者が1人で、その方の収入額が383万円以上だが、同一世帯の70歳から74歳までの方の収入を含めた収入合計額が520万円未満

住民税課税標準額とは

収入金額から法定控除、所得控除等を差し引いた後の金額で、あなたの住民税を算定する基準となる金額です。（税額ではありません。）

毎年6月頃通知される住民税納税通知書の「課税標準額」をご覧ください。

※ 所得税と住民税では、所得控除等の額に違いがあります。

（例：基礎控除 = 所得税48万円、住民税43万円）

※ 所得税の確定申告をされた方は、住民税の申告をしたこととみなされます。

● 地方税における扶養控除の見直しに伴い、一部負担金が見直し前と同程度の負担となるよう、

- ① 基準日（令和4年12月31日現在）において世帯主であった方
- ② 基準日において同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の世帯員（その者が給与所得を有する場合、給与所得額から10万円を控除）がいた方

この両方に該当する被保険者について、扶養関係の有無に係わらず、基準日時点の19歳未満の世帯員の人数に一定額（16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円）を乗じた額を判定対象所得から控除し、一部負担金の割合を判定します。

収入金額とは

給与収入……給与所得控除前の金額

年金収入……公的年金等控除前の金額

その他の収入（不動産、事業、一時、譲渡等）…必要経費・特別控除を引く前の金額

【 基準収入額適用申請 に関するお問い合わせ先 】

長野県後期高齢者医療広域連合、又はお住まいの市役所・町村役場の後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。



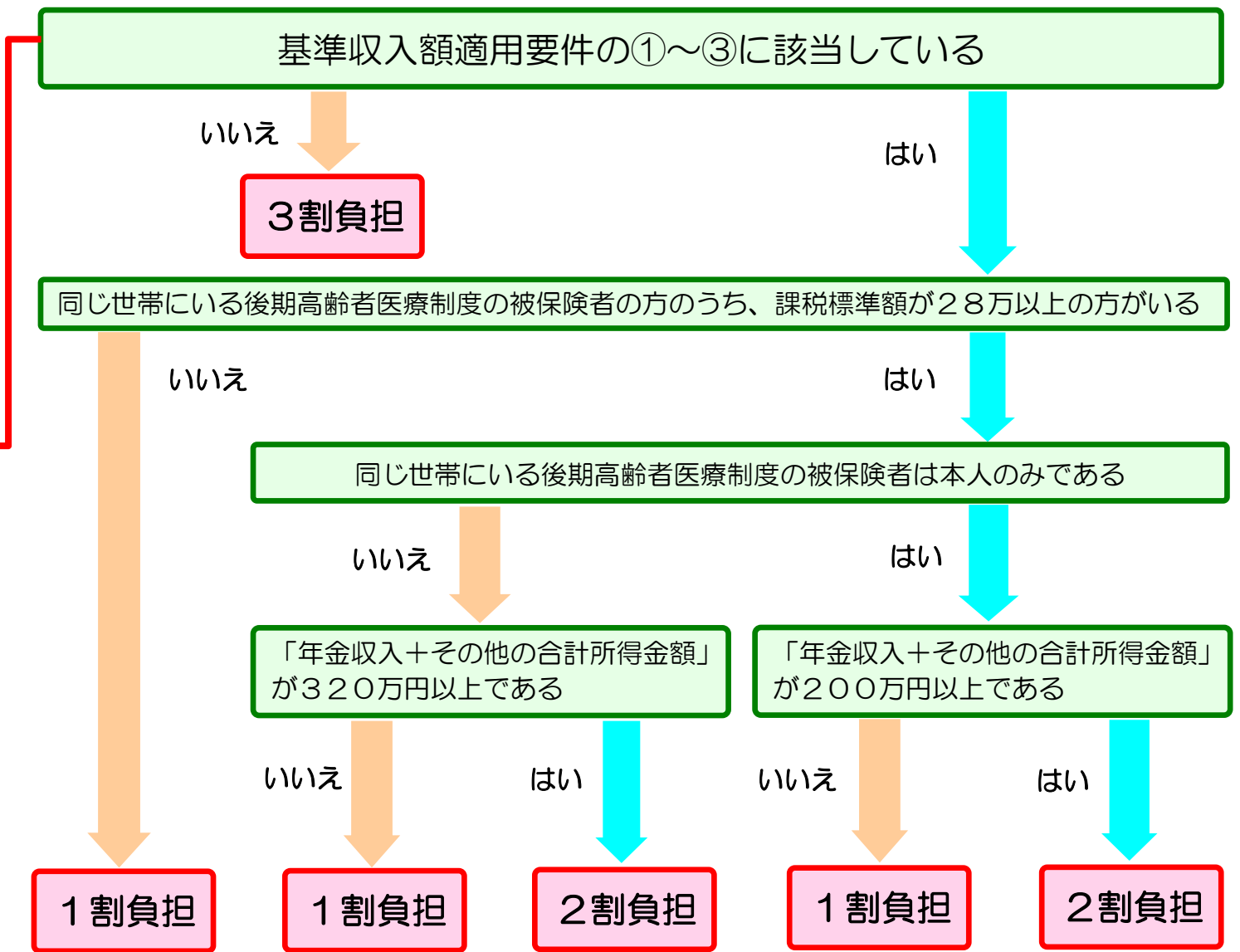
長野県後期高齢者医療広域連合

事務局 業務課 資格保険料係

電話（026）229-5320

〒380-0935 長野県長野市大字中御所79-5 NOSA | 長野会館2階

一部負担金の割合の判定の流れ



※一部負担金の割合の判定の流れにより「1割負担」もしくは「2割負担」に該当した方で、基準収入額適用申請が認められると負担割合が「3割」から「1割」もしくは「2割」へ変更となります。

※年金収入に遺族年金や障害年金は含まれません。

※その他の合計所得金額とは、事業収入（農業、営業、不動産等）や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※申請された収入金額と公簿等の額が異なるときは、公簿等の額をもって本来申請すべき額として判定を行うため、このことにより認定とならなくなる場合があります。

※別紙「お知らせ」の注意事項のとおり、申請期限を過ぎて申請した場合、「3割」の期間が発生してしまう可能性があるため、**必ず申請期限内にお手続きください。**

基準収入額適用申請書の記入にあたって

申請書記入例

令和 5 年 6 月 10 日

長野県後期高齢者医療広域連合長あて

申請期限を過ぎて申請した場合、「3割」の期間が発生してしまう可能性があるため、必ず別紙「お知らせ」の申請期限内に申請してください。

住所 長野県信州市1丁目1番地
 申請者氏名 長寿太郎
 電話 (012)345-6789

被保険者でない70歳から74歳の方は、被保険者番号を空欄としてください。

マイナンバーを記入してください。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第3項の則第32条の規定により申請します。

被保険者番号	09876542	09876543	
個人番号	111111111111	222222222222	
フリガナ	チョウジュ タロウ	チョウジュ ハナコ	
氏名	長寿太郎	長寿花子	
生年月日	明・大(昭)2年1月1日	明・大(昭)2年2月2日	明・大(昭)年 月 日
令和4年中の収入	公的年金 (老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、老齢年金、退職年金等)	2,090,000円	500,000円
	給与 (パート収入等含む)	1,200,000円	
	年金・給与以外の収入 (一時、株式の譲渡)	一時1,020,000円 株式 290,000円	
	収入合計	4,600,000円	500,000円

特別控除及び必要経費等、控除前の総収入金額を記載してください。

申請書に転記してください。

(注)
 ・ 住民税が課税されている・いないにかかわらず、本人及び同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者の方、それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けて記入してください。なお、世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者の方がない場合であって、かつ、70歳から74歳までの方が世帯内にいる場合には、70歳から74歳までの方についても記入してください。
 ・ 収入額は、すべて記入してください。ただし、退職金及び住民税の対象とならない収入(障害又は遺族に係る年金・恩給、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当、児童扶養手当、災害弔慰金等)並びに確定申告を要しない特定配当等及び源泉徴収を選択し確定申告をしない特定株式等譲渡所得金額に係る収入は、除きます。
 ・ 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が確認できる所得(課税)証明書等を添付してください。
 ただし、1月1日において当広域連合内に住所がある方の公的年金収入については、添付不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入については、添付不要です。
 なお、申請された収入金額と公簿等の額が異なるときは、公簿等の額をもって本来申請すべき額として判定を行い、このことにより認定とならない場合があります。

- ① 住民税が課税されている・いないにかかわらず、収入金額を公的年金・給与・その他の収入に分けて記入し、源泉徴収票、確定申告書の写し、所得(課税)証明書といった収入金額の確認ができる書類を添付してください。(1月1日において当広域連合内に住所がある方の公的年金収入については、添付不要です。)

ただし、退職金及び住民税の対象とならない収入(障害又は遺族に係る年金・恩給、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当、児童扶養手当、災害弔慰金等)並びに確定申告を要しない特定配当等及び源泉徴収を選択し確定申告をしない特定株式等譲渡所得金額に係る収入は除きます。
- ② 確定申告書を作成されている方の記入方法は次のとおりです。

※ 所得金額ではなく「収入金額」であることに、ご注意ください。

令和4年分の所得額の確定申告書(控えの例)

(注) この様式は確定申告書Bの第一表の一部です。

収入金額等	事業	営業等	㊦	
		農業	㊧	
	不動産	利子	㊨	
	配当	給与	㊩	1,200,000
	雑	公的年金等	㊪	2,090,000
		その他	㊫	
	総合譲渡	短期	㊬	
		長期	㊭	
	一時	㊮	20,000	

この欄の収入金額を転記してください。

(注) この様式は確定申告書Bの第二表の一部です。

○雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	生命保険金	1,020,000	500,000	520,000

※ 総合譲渡・一時欄に記載がある方は、申告書第二表の「雑所得(公的年金以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項」欄の収入金額を申請書に転記してください。(第二表の写しを添付してください。)

(注) この様式は確定申告書第三表の一部です。

収入金額	短期譲渡	一般分	㊯	
		軽減分	㊰	
	長期譲渡	一般分	㊱	
		特定分	㊲	
		軽減分	㊳	
	一般株式等の譲渡	㊴		
	上場株式等の譲渡	㊵	290,000	
	上場株式等の配当等	㊶		
	先物取引	㊷		
	山林	㊸		
退職	㊹			

※ 収入金額の一時(㊮) = (総収入金額 - 必要経費) - 特別控除額

※ 特別控除額: 総収入金額から必要経費を差し引いた残額が50万円未満...その残額、50万円以上...50万円

第三表に「分離課税の所得」「山林所得」がある方は、その収入金額も転記してください。(第三表の写しを添付してください。)



基準収入額適用申請書記入上の注意

- 同一世帯に被保険者が複数いる場合は、世帯で1枚提出していただければ結構です。
- 同一世帯の被保険者全員の収入金額を記入してください。
 なお、世帯に本人以外の被保険者がいない方のうち、その方の収入額が383万円以上で、かつ、70歳から74歳までの方が世帯内にいる場合には、70歳から74歳までの方全員についても記入してください。
- 収入金額が確認できる書類を添付してください。
- 申請に際しては、別紙「お知らせ」及び申請書の(注)をよくお読みください。